

会 議 録

会議の名称	第2回水道事業審議会	
開催日時	平成25年9月20日(金)	
開催場所	川島町水道庁舎2階会議室	
議 題	(1) 川島町水道事業の経営計画について (2) 近隣の水道事業との比較について	
公開・非公開の別	公 開 ・ 非公開 ・ 一部公開	
非公開の理由 (非公開の場合のみ)		
出席者	委 員	第1号委員 吉田豊子、飯野徹也 第2号委員 伊藤禎章、秀熊勝洋、大澤勝昭、長尾清広、 佐藤菊江、小西博子 第3号委員 谷口隆一郎、宮田義範
	事務局職員	副町長 飯島和夫、上下水道課 宮下滋男、柴崎和義、遠山壽二
配布資料	<p>事前資料1 平成21年度当時の予測と実際の推移の比較</p> <p>事前資料2 財政収支計画</p> <p>事前資料3 川島町と周辺の水道事業 水道料金比較 (口径20ミリ)</p> <p>事前資料4 川島町と周辺の水道事業 供給単価と給水原価 比較</p> <p>資料1 平成15～24年度 県水受水量・配水量・有収水量 推移比較</p> <p>資料2 事前資料3参考資料 料金内訳</p> <p>資料3 川島町と周辺の水道事業 従量料金</p> <p>資料4 川島町と周辺の水道事業 水道料金比較 (口径40ミリ)</p> <p>資料5 川島町と周辺の水道事業 水道料金比較 (口径100ミリ)</p> <p>資料6 川島町と周辺の水道事業 経営状況比較</p> <p>資料7 耐震補強工事 概算工事費一覧表</p> <p>資料8 平沼浄水場平面図</p> <p>資料9 吹塚浄水場平面図</p> <p>※ 事前資料1～4は、審議会に先立ち委員に配付。 資料1～9は、審議会当日委員に配付。</p>	

審議会等の内容・概要

1 開会

2 あいさつ 谷口会長

3 審議

会長より会議録確認者に第2号委員伊藤禎章氏、長尾清広氏を指名。

(1) 川島町水道事業の経営計画について

事務局より以下について説明。

- ・給水人口、有収水量等について、平成21年度当時の予測よりも実際の推移が下回っている。
- ・平成24年度決算の値に基づく平成26～30年度の財政収支計画では、人口減少予測に基づき給水収益が減少、毎年欠損金が発生。
- ・浄水場施設の耐震補強工事について、概算で5億3千9百万円の工事費と予想される。

委員質問及び意見交換。

- ・県水受水費の単価改定の見通しは？
〈事務局〉毎年県企業局と意見交換を行っているが、当面改定を行う様子はない。
- ・給水人口等で予測と実際の推移に差があり過ぎる。なぜ開いたのか？
- ・人口減少に伴い使用水量が減り、さらに節水の呼びかけや節水機器の普及もある。水道事業としてはもっと水道を使ってほしいのでは。
- ・人口が増えないから水道料金を上げるとするのは、使う側からすると納得できない。
- ・この人口の減少の推移は、水道のことだけでなく、町全体のこれからの状況を反映していると思う。
- ・川島町では、人口が毎月30人程度減少している。
- ・過去予測に誤りがあったことを考えると、今回の予測も信用できない。
〈事務局〉21年度当時の人口予測は町の総合振興計画の値を使用したがる、その見込が甘く、実際はそれを上回る減少だった。今回財政収支計画に用いた数値は25年度までの実績を踏まえたうえで、総務省の予測を使用している。見込みが甘いということはないと考える。
- ・予測を建てるには、不確定要素を見込もうとすると予測が建てられなくなるので、過去の数値をベースに予測せざるを得ない。どこの水道事業でも予測と実際の誤差を抱えている。
- ・掲載されたほとんどのグラフが、差をわかり易くするため下限がゼロにしていないので、差が大きく感じられる。

(2) 近隣の水道事業との比較について

事務局より以下について説明。

- ・家庭で使用される口径20ミリ、業務用で使用される40ミリ、工場で使用される100ミリの平均使用量での水道料金の川島町と周辺水道事業11団体の比較。川島町は20ミリ及び40ミリでは下から3番目、100ミリでは一番安い料金。
- ・供給単価と給水原価の川島町と周辺水道事業の比較。
- ・事業収益と支出からみた川島町と周辺の水道事業の比較。給水原価が供給単価を下回る「逆ザヤ」状態の水道事業でも、給水収益以外の収益が大きいところは欠損金を生じていない。

委員質問及び意見交換。

- ・県水受水単価は地域によって異なるのか？

〈事務局〉昔は地域ごとに異なっていたが、現在は県内一律の単価になっている。

- ・川島町では事業収益に町から1千万円の補助があるが、これは「いつまで」と決められているものなのか？

〈事務局〉水道事業の経営状況をみての補助で、明確な期限はない。

- ・なぜ水道事業ごとに料金設定がバラバラなのか？

・水道事業はその土地の条件で経営しなければならない。地形が異なればかかった費用も変わり、これに見合う料金の設定にも差が出る。水道料金は、全国的には10倍の差がある。

- ・ライフラインである水道は、国などから補助の基準があるのでは？


・全国平均と比べ給水原価が一定額以上の差があれば一部を補助するなどあるが、国も最近では財源を引き締めている。また水道は、基本的に独立採算性が決められている。

- ・現在受けている町一般会計から1千万円の補助は、今後も続くかどうかは町との調整による。財政計画に計上すべきでない。

次回の水道事業審議会は10月21日～25日の中で調整することに。

次回審議事項として、水道料金改定の数値の協議を予定。

4 閉会

署 名	伊藤 禎章 
	長尾 清広 